

平成20年度課題別検討会

会員・会費制度ワーキング

REPORT

2009年3月
東京都社会福祉協議会 区市町村社協部会

introduction

－このワーキングのねらい－

現在、区市町村社協を取り巻く環境はきびしく、さまざまな面から経営や事業運営の見直しが求められています。多くの社協では、人員の削減や非正規化をすすめ、あるいは委託事業等からの撤退を余儀なくされています。

こうした中で、ともすると、社協の役職員は過剰に防衛的になったり、本来の役割やるべき姿を見失って場当たり的な対応に追われるということが起こりがちです。

そして何よりも恐れなければならないのは、職場を取り巻く閉塞感の中で、地域福祉や住民主体という高い理想に向かうための志とモチベーションをいつしかすり減らしてしまうことでしょう。

一方、昨年3月に国から出された「これから地域福祉のあり方に関する研究会」の報告をひくまでもなく、住民主体による地域福祉活動を活性化し、地域社会を再生することの重要性が今ほど強く意識されていることはかつてなかったといえます。

本来このことは、「住民主体による福祉コミュニティづくり」を基本的な使命とする社協にとって、試練である以上に絶好の好機であるはずです。このチャンスを活かし、社協に対する市民からの期待に確かに応えるために今私たちはどのように行動したらよいのでしょうか。

本ワーキングでは、こうした問題意識のもとに、社協にとっての原点である会員・会費制度のあり方をあらためて検討し、そこから今後の社協の進むべき道を皆さんと一緒に考えたいと思います。

CONTENTS

Introduction	1
[PART-I] 社協の会員・会費制度をめぐる主な課題（問題認識の所在）	5
[PART-II] 会員・会費制度の目的と位置づけ（現状分析）	9
[PART-III] 会員・会費制度のあり方に関する主な論点と考え方	13
[PART-IV] 会員・会費制度が果たすべき機能と役割	17
[PART-V] 先行事例から学ぶ（新宿区社協、世田谷区社協）	23
[PART-VI] 今後の方針性のイメージ（提言に代えて）	29
[PART-VII] 今後の課題	39
おわりに	43
関連資料 （関連規定、委員名簿ほか）	45

**PART・I 社協の会員・会費制度をめぐる主な課題
(問題認識の所在)**

現在、都内の社協においては、経営の再構築や地域福祉活動計画の検討を進める中で、会員・会費制度のあり方を抜本的に見直そうという動きが広がりつつあります。その際、多くの社協で見られる問題意識を①～⑤のように整理した上で、それに対してワーキングではあるべき検討の方向性を以下のように考えました。

〔問題意識 ①〕 なんといっても、集まる会費の総額がジリ貧になることが問題だ。会費は社協にとって貴重な自主財源であり、その減少は事業の縮小・廃止にもつながりかねない。

〔問題意識 ②〕 会員数が減ること自体、市民からの社協に対する理解・周知度が低下している証といえる。市民から認知されない社協では、存在意義が問われても仕方がない。

▶ 会員が減少し会費収入もジリ貧になることは、たしかに社協にとって重大問題であり、なんとかその減少に歯止めをかけ、少しでも会員・会費が増加するよう、あらゆる手立てを尽くすことは会員組織である以上、為すべき当然の努力といえる。

しかし、会員を増やすことにとらわれるあまり、協力者に過剰な負担を強いたり、社協が本来目指すべき方向について市民に誤解を与える恐れがあることも見逃してはならないのではないか。

〔問題意識③〕 会員の募集や会費集めは手間がかかり協力者の負担が大きいわりに効果が見えず、「コスト倒れ」を来たしているという見方もできる。とりわけ戸別訪問の負担が大きく、集金方法の見直しが必要だ。

- ▶ 会費収入の増大をめざし、多大な労力と時間を費やして会員や会費の増に取り組んだところで、それに見合うだけの成果（会費収入の増）があがるかというと甚だ疑問といわざるをえない。

そこで、あらためて考えてみると、社協にとって会員・会費制度はきわめて重要ではあっても『地域づくり』に向けたひとつの手段・手法であって、決して最終目的ではないはず。社協がめざすべき究極の目標は「住民主体による福祉コミュニティづくり」（＝住民が自らの地域の福祉課題を自らの問題として捉え、共に考え、行動することができる地域社会づくり）の推進であって、会員・会費制度も本来それと決して矛盾するものではあり得ない。むしろ、他のどんな事業と比べても、**会員・会費制度は社協本来の目的に沿って推進されてこそ、その存在意義を發揮し、成果もあがるものと考えられる。**

〔問題意識④〕 地域の活動基盤の低下が会員・会費の減少を招き、会員・会費の減少が地域の活動基盤の低下を招くという負の循環に陥っている。

〔問題意識⑤〕 そもそも社協の会員や会費制度の性格やねらいがはっきりしていないため、PRや方針の立案が困難なことが問題だ。協力者や市民に働きかけるにも、意図や意義が不明確では伝わらない。

- ▶ したがって、会員・会費制度のあり方を考えるにあたっては、目先の人数や金額にばかりとらわれるのではなく、それぞれの社協にとっての会員・会費制度の意義と位置づけをとらえ直し、社協がめざす地域福祉の推進の道筋において真に有効に機能するものとする必要がある。

そして、会員・会費の減少が社協の地域福祉推進にとってマイナスになるという負の連鎖を断ち切り、**地域福祉の推進と会員・会費制度の拡充が相互に密接に連関し、相乗効果によって高め合うという正の循環をめざす**ことが重要である。社協の周知度が高まり、会費収入も増えるということは、その副次的な効果として期待るべきものである。

PART・II 会員・会費制度の目的と位置づけ (現状分析)

これからの中協の事業運営の中で、会員・会費制度をどのように位置づけ、推進していくかを考えるにあたっては、まず現在の中協において、会員・会費制度が実際にどのような機能を果たしているか（あるいは果たすことを期待されているか）を分析することが必要です。

ワーキングメンバーやヒアリングを行った中協（新宿区中協、世田谷区中協）の現状報告からは、主に、会員・会費制度は以下のような機能や役割を果たし、あるいはそれを期待されていることがわかりました。

〔会員・会費制度に期待される機能〕～多くの中協で追求されている機能・役割

- A 地域福祉や中協事業に対する理解の輪を広げるためのもの 【情報提供・普及啓発機能】
- B 中協事業や地域福祉活動の経営・運営面での参画を図るもの 【経営・運営参画促進機能】
- C 地域福祉や中協事業への活動参加を促進するためのもの 【地域福祉への参加促進機能】
- D 会員相互の情報交換や連携から地域福祉推進ネットワークの構築を図るもの 【福祉ネットワーク形成機能】
- E 中協事業や地域福祉に対する財政的な支援をお願いするもの 【寄付・賛助依頼機能】
- F 特典の付与等により中協が実施するサービスの利用や催しへの参加を促すもの 【サービス利用促進機能】

多くの中協の会員・会費制度は、多かれ少なかれ上記の機能を併せ持つものと思われますが、通常、〔個人会員〕ではAやCやF、〔団体会員〕ではBやD、〔賛助会員〕ではEの機能が重視されているといえます。

このような多様な機能性こそが中協の会員・会費制度の大きな特徴といえますが、それは裏を返せば「わかりにくさ」や「目的や方針の不明確さ」にもつながっているといえるでしょう。

では、そもそも法律や規程などで定められている会員・会費制度はどのようにになっているのでしょうか。

〔規程等における位置づけ〕

- ① **社会福祉法 109 条**では、「区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、（中略）社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。」と規定されており、これが社協における会員制度の法的な根拠と言われている。
- ② 社協の基本的な性格や機能を定める「**新・社会福祉協議会基本要項**」（平成4年）では、「会員=社協組織の構成員」と位置づけた上で、会員制度を大きく「住民組織」と「福祉や関連分野の関係者」に分けて捉えている。そしてそのいずれの会員も、社協の構成員として、さまざまな場面で社協の運営に参画し、協力する存在として位置づけられている。また、これとは別に「賛助会員」は、社協の構成員ではなく、財源確保や社会福祉への理解の醸成を図るものとされている。
- ③ 社協の基本理念や方針を定める「**法人社協モデル定款**」（平成17年）においては、「会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする」と規定されている。

→ 以上の法規程からは、社協にとっての会員は、社協に参加し、社協を作っていく「組織的な構成員」として位置づけられているものと考えられます。そしてそれとは別に（あるいはそれに付加する形で）、社協を財政的に支援する存在として捉えているといえます。

このように、会員・会費制度の法的・制度的な位置づけは、上記の区市町村社協における現実の位置づけや期待とは必ずしも一致していないと思われます（BやDが中心であり、AやCがあまり重視されていない）。

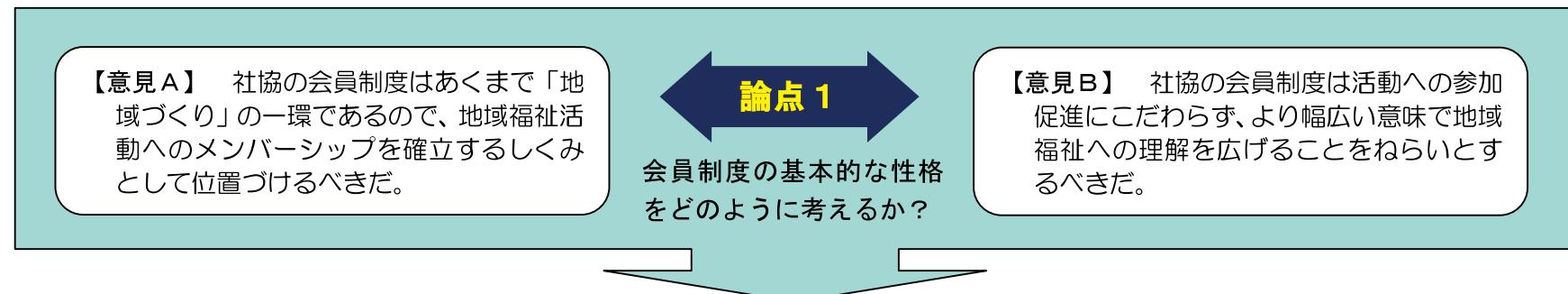
したがって私たちは、法制度上の位置づけをふまえつつも、これから地域福祉において社協が果たすべき役割を見定めた上で、それにふさわしい会員・会費制度のあり方を確立していくことが必要です。

PART・III 会員・会費制度のあり方に関する 主な論点と考え方

PART 1・2では、会員・会費制度に関する問題点と現状について分析を試みました。

ここでは、そうした現状をふまえた上で、今後の会員・会費制度のあり方を考えるにあたっての論点を整理し、ワーキングとしてめざすべきと考えた方向性を提起します。

なお、このワーキングからの意見は、あくまでもこういう考え方もあるという例示として受け取っていただきたいと思います。各論点ごとに、それぞれの地域に応じた答えがあるはずであり、もとより画一的な正解はありません。この論点整理が、各地域、各社協で議論をするにあたっての参考となれば幸いです。



■ ワーキングでは・・

いくら社協の会員が増えても、住民にとって暮らしやすい地域づくりが進まなければ意味がありません。住民や関係者の地域福祉への参加促進につながってこそ、社協が会員制度を営む価値があると考えます。ただし、社協や地域福祉を住民に知りもらうことと、社協の会員になることはニワトリとタマゴの関係なので、いずれにしてもきめ細かな情報提供やPRは重要です。

【意見A】 団体会員についても個人会員と同様、地域福祉の参加のメンバーシップとして位置づけるべきだ。

論点2

団体会員制度をどう位置づけるか？

【意見B】 団体会員は個人会員以上に、社協の事業に対する賛助的・スポンサー的な位置づけがふさわしい。

■ ワーキングでは・・

地元の企業や商店などについては、住民（個人）会員と同様、地域づくりに積極的に参加してもらうために会員制度を活かすべきでしょう。またそれとは別に、福祉関係者のネットワークを作ることは社協の基本的な役割のひとつであり、それは地域づくりにも有効なので、そのための会員制度も必要と考えます。

【意見A】 社協の本旨である「住民主体」を経営面や事業運営面でも具現化するために、会員から役員等を選出するべきだ。

論点3

会員制度と役員等の選出はリンクさせるべきか？

【意見B】 会員は必ずしも市民全体を代表する立場にないので、そこから役員を選出することは社協の公益性に反する。

■ ワーキングでは・・

たしかに市民の大多数が会員になっているわけではないので、会員から選出された役員が市民全体の代表とはなり得ないと思われます。しかし、狭い範囲の福祉関係者だけでなく、なるべく幅広い市民参加による経営体制を構築することは、これからの中協にとって重要な課題と考えます。役員選出だけでなく、市民モニターリング制度等により、日常的に市民の意見反映を図ることが重要でしょう。

【意見A】 社協の会費はあくまで寄付金・贊助金的なものであり、地域福祉への参加の一形態として位置づけるべきだ。

論点4

会費制度の基本的な位置づけをどう考えるか？

【意見B】 広報紙を送付したり、特典を付けることなどにより、会費に見合うメリットを感じていただくことが大切だ。

■ ワーキングでは・・

通常、社協の会員になる方には、会費に対して金銭的・物資的な見返りを期待するという意識は少ないと思われます。むしろ、会費がどのような形で地域福祉に有効に活用されているかをお伝えすることが重要です。市民にとって、明るく住みよい地域づくりが進むこと以上の“利益還元”はあり得ないはずですし、それこそが社協の市民に対する責任・役割の果たし方だからです。

【意見A】 会員と会費は必ずしもセットである必要はなく、むしろ切り離した方がそれぞれの趣旨が明確になると思われる。

論点5

会員制度と会費制度の関係をどう考えるべきか？

【意見B】 会員としての地域福祉への参加意思の表明と、会費拠出は一体のものであり、切り離すことはできない。

■ ワーキングでは・・

「活動には参加できないけれど何かの形で地域に貢献したい」。そんな市民や団体のために「多様な参加の選択肢」としての会費制度はこれからも必要です。しかし、会員制度を「地域福祉の参加のメンバーシップ」と考えれば、必ずしも会員制度と会費制度はセットである必要はないと思われます。

PART・IV 会員・会費制度が果たすべき 機能と役割

社協の会員・会費制度のあり方を考えるにあたっては、それが社協の中でどのように位置づけられ、何を目的に運営されているのかがはっきりしなくては、実のある改革は期待できないことは言うまでもありません。しかし現実には、上述のとおり法制度上の位置づけと実際の制度運営は一致しておらず（PART-II、P11 参照）、各社協における会員・会費制度のあり方も必ずしも明確になっていないというのが実情です。

そこで本ワーキングでは、PART-I（P.7）で示した「**地域福祉の推進と会員・会費制度の拡充が相互に密接に連関し、相乗効果によって高め合うという正の循環をめざす**」という基本的な方針と、PART-III（P.13）で示した主な論点に対する考え方をふまえ、これからの中協の会員・会費制度において重視するべき視点や機能を以下のように考えました。

会員・会費制度の基本的な視点と機能

- 社協の組織・事業運営の根幹である会員制度は、社協の基本的な使命・役割である「住民主体による福祉コミュニティづくり」に貢献してこそ存在意義があるといえる。そして、会員制度は運用次第でそれにふさわしい大きな可能性を持つ貴重なしくみと考えられる。
- 会員制度の意義と可能性をしっかりと活かすためには、その基本的な目的が、地域福祉や社協事業への理解を広げ、参加を促進することにあることを明確にするべきと考える。
これはいうならば、社協会員を『**地域福祉の参加のメンバーシップ**』と位置づけるものといえる。

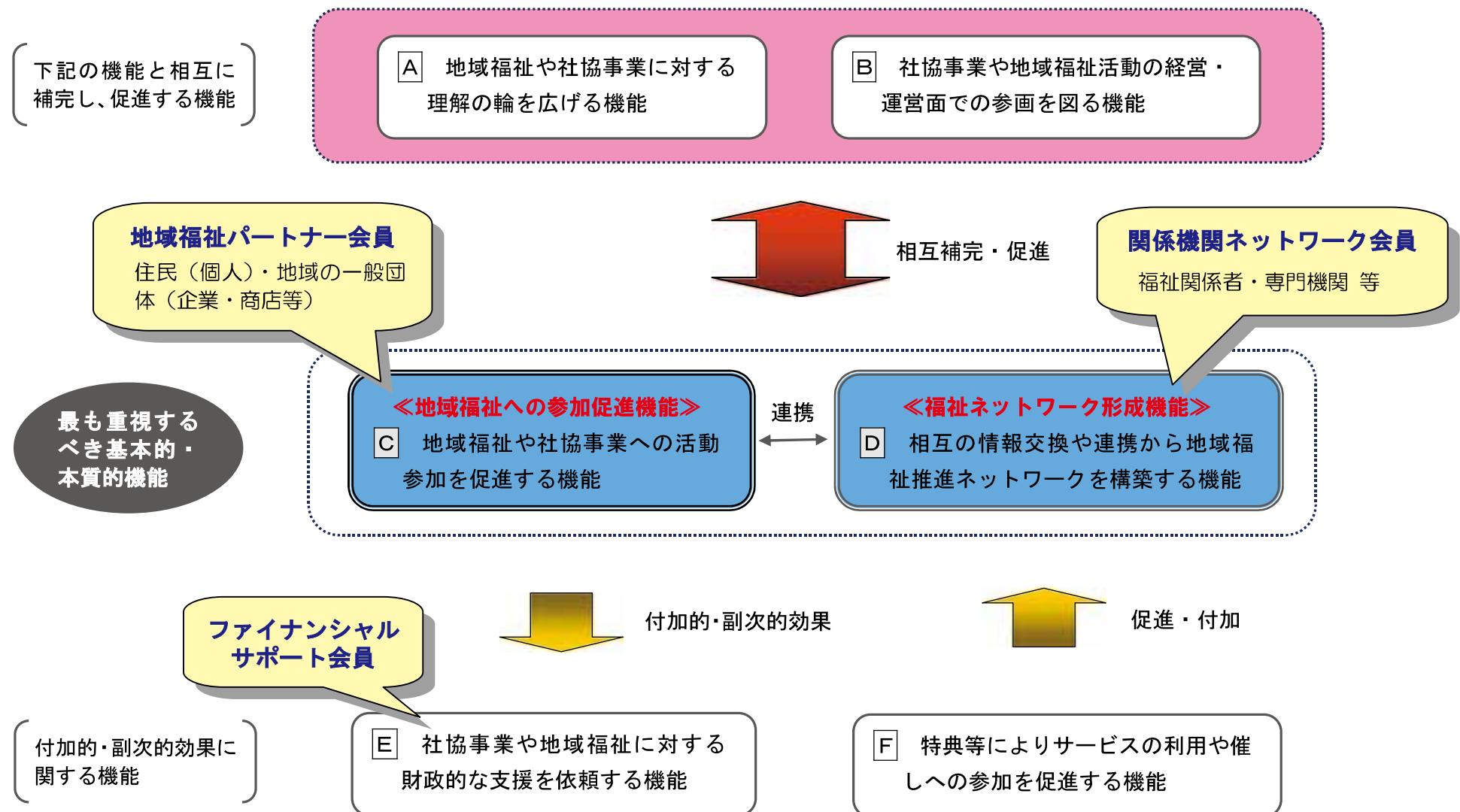
- この考え方によれば、「自分たちの地域をよりよくしたい。そのためにいつか機会があって自分にも何かできることがあればやってみたい」という想いをもつ地域住民や団体が、気軽に自由にいつでも参加できる。そのためのメンバーシップこそが社協の会員制度の本質ということになる。
こうした会員制度を、ここでは仮に **地域福祉パートナー会員** と呼ぶことにする。(P. 10 の C)
 - こうして会員になった住民や団体に対しては、社協は普段からきめ細かく地域福祉に関する情報提供を行い、その人が思い立ったときにいつでも参加する機会が得られるように態勢を整えておくことが求められる。もちろん、参加できる機会は多いほどよいし、それぞれの会員が自分に合った参加形態や活動内容を選べるよう多様な選択肢が用意されることが望ましい。
とりわけ、その会員がどこに住んでいても自分の地域において気軽に参加できる活動基盤やフィールドがあることが重要になる。
-
- ◆ 一方、福祉事業者や専門機関等は、社協にとって地域福祉を推進する上で貴重なパートナーでありサポートと考えられる。したがって、これらを対象とする会員制度は「**地域福祉を推進する関係者のネットワーク**」として位置づけられ、住民による福祉活動と連携し、それを側面から支援する役割が期待される。
 - ◆ 福祉事業者等にとっては、社協の会員となることより、多様な関係機関のネットワークに参加できるだけでなく、地域のインフォーマルな活動に参画することができ、地域の福祉ニーズにマッチした事業展開に役立つことになる。
こうした会員制度を、ここでは仮に **関係機関ネットワーク会員** と呼ぶことにする。(P. 10 の D)
 - ◆ 社協における会員制度は、上記の 2 分野が中心になり、これらを有効に運営し、社協の本来的な目標に活

かしていくことが重要である。しかし一方で、会費によって貴重な自主財源を確保するという効果も軽視することはできず、また活動には参加できないが財政面で協力したいという市民等の意向に応えることも重要なと考えられる。そのため、財政面での協力者である賛助・寄付会員（ここでは **ファイナンシャルサポート会員** とする）を位置づけることが考えられる。（P. 10 の E）

- ➡ 地域福祉パートナー会員や関係機関ネットワーク会員は、ファイナンシャルサポート会員と違い、基本的に財政的な支援を得ることを主目的とするものではないことから、会費の設定は必須とはいはず、参加のしやすさを重視する観点からはこれを切り離す（あるいは任意制にする）という方法もあり得る。
- ➡ 社協事業や地域福祉活動の経営・運営面での参画を図る機能（P. 10 の B）については、社協経営や事業運営そのものに「住民主体の精神」を徹底させ、住民や関係者の意思の反映を図るというものであり、今後のめざすべき重要な視点といえる。しかし、こうしたしくみは、上記のような会員制度の基本的な性格と方向付けがあつてはじめて有効に機能するものと考えられる。
「住民が主体的に地域福祉に参加する基盤があり、福祉関係者のネットワークがそれをしっかりと支える相互の連携体制が作られている」。こうした基本的な枠組みを目指す中でこそ、このしくみは活きてくる。
- ➡ 特典により社協が実施するサービスの利用や催し物への参加を促すという考え方（P. 10 の F）についても、それは会員制度の目的ではなく、会員になっていただくためのきっかけ、手法に過ぎないことを認識する必要がある。実施する場合にはこうした基本をふまえ、会員制度本来の目的を見失わないことが重要である。
- ➡ 会員制度の拡充に取り組むにあたっては、当然その前提として社協や地域福祉のことをよく知ってもらうこと（P. 10 の A）が重要になる。そして、その取組みが進めば自ずと社協に対する理解が広がるという関係にある。

以上の考え方の整理を図示すると、以下のようになります。

社協における会員・会費制度の機能構造のイメージ



PART・V 先行事例から学ぶ

新宿区社協

◆ 社協地区パートナー制度（仮称）を21年度より導入予定

- ⇒これまでの会員制度と並行する、新たな社協の基盤組織
- ⇒当面は、会員制度を活動面と賛助面で分けていく方向。
 - ▶ 社協地区パートナー制度・・・地域福祉の担い手を募る制度として
 - ▶（従来からの）会員制度・・・賛助者を募る制度として

◆ 社協地区パートナー制度と従来の会員制度との関係

社協創生期の会員制度は、市民や関係者による物心両面での支援のしくみとして始まったものであるが、現在では参加のしくみという側面が弱くなり、賛助としての性格が強くなっている。このため、新たな会員制度である社協地区パートナー制度を導入することにより、とりわけ身近な地域において市民の福祉活動への参加を促進することを目指すことにした。

これに伴ない、従来の会費制度は整理する予定であったが、社協にとって貴重な財源である会費収入を維持する必要があること等から、当面、従来からの会員制度と新たな制度を併存させることになった。

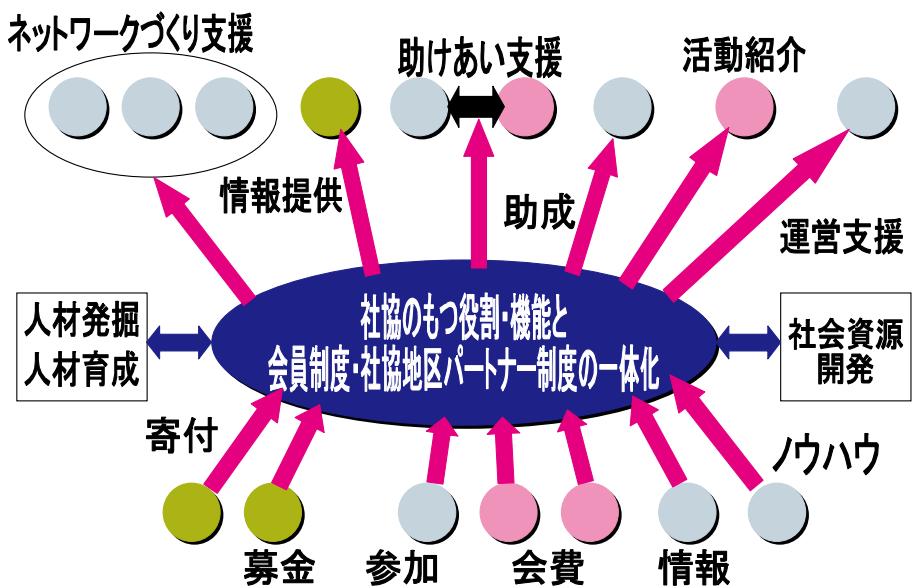
社協地区パートナー制度の目的は、支えあい・助けあいの仕組みづくりである。それを達成するためには、なるべく広い地域で多様な方々に地域福祉の担い手として参加していただく必要がある。

「新宿型福祉コミュニティ」の形成に向けて、社協地区パートナー制度を社協の組織基盤としていきたい。

* 社協地区パートナー制度とは…

新宿のまちと住み慣れた地域をより良くしていきたい。そうした住民の思いを「住民主体の活動」につなげ、それを支援するネットワークの輪を広げていくための新たな会員制度。住民の生活圏域（小地域）に根付く地域福祉活動の基盤とすることをめざす。

会員制度・社協地区パートナー制度の目指す姿

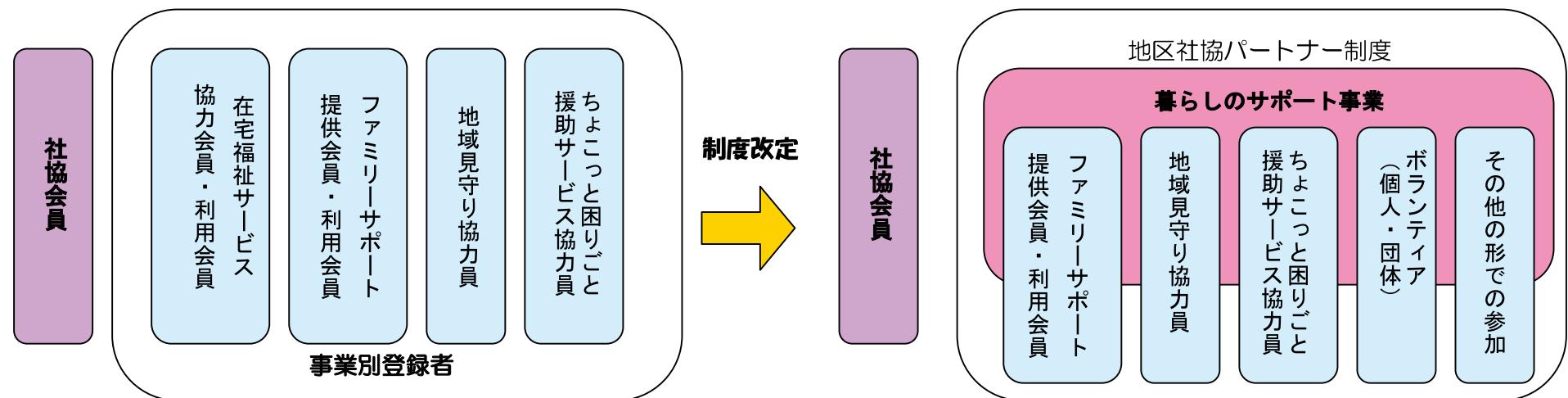


主に下記の流れで、社協地区パートナー制度へ移行する。

既存の各事業の会員や登録者に対しては、社協地区パートナー制度により他の事業や活動にも参加できることをアピールし、活動の広がりや活性化につなげていく。また、地域の支えあい・助けあいの基盤を育てていくために、地区単位での懇談会を実施できるように働きかけるとともに、町会・自治会との関係づくりを重視し、将来の地区社協づくりにつなげていく。

さらに、新たなパートナーの獲得に向けて、各講座や行事等機会あるごとに様々な地域福祉活動への参加を促していく。これとは別に、住民主体による新たな支えあいのしくみである「暮らしのサポート事業」の立上げも予定しており、この事業と社協地区パートナー制度が、新たな地域活動の担い手を募るにあたっての2本柱になる。

職員は待ちの姿勢ではなく、積極的に住民のニーズや地域課題を把握するために出向いて行くこととする。



◆ 主な課題

従来からの会員制度と異なり、社協地区パートナー制度は地域密着型をめざしていることから、町会・自治会との連携をはじめ、地域ごとの体制づくりが重要となる。

地区パートナー制度を導入するにあたって、地域で集めた会費は地域で使うという方向性を打ち出した。今後、歳末募金や共同募金との関係を含め、具体的な使途や活用方法を明確にする必要がある。

また、委託事業等を含めた各事業の整理及び統合も課題となっている。

世田谷区社協

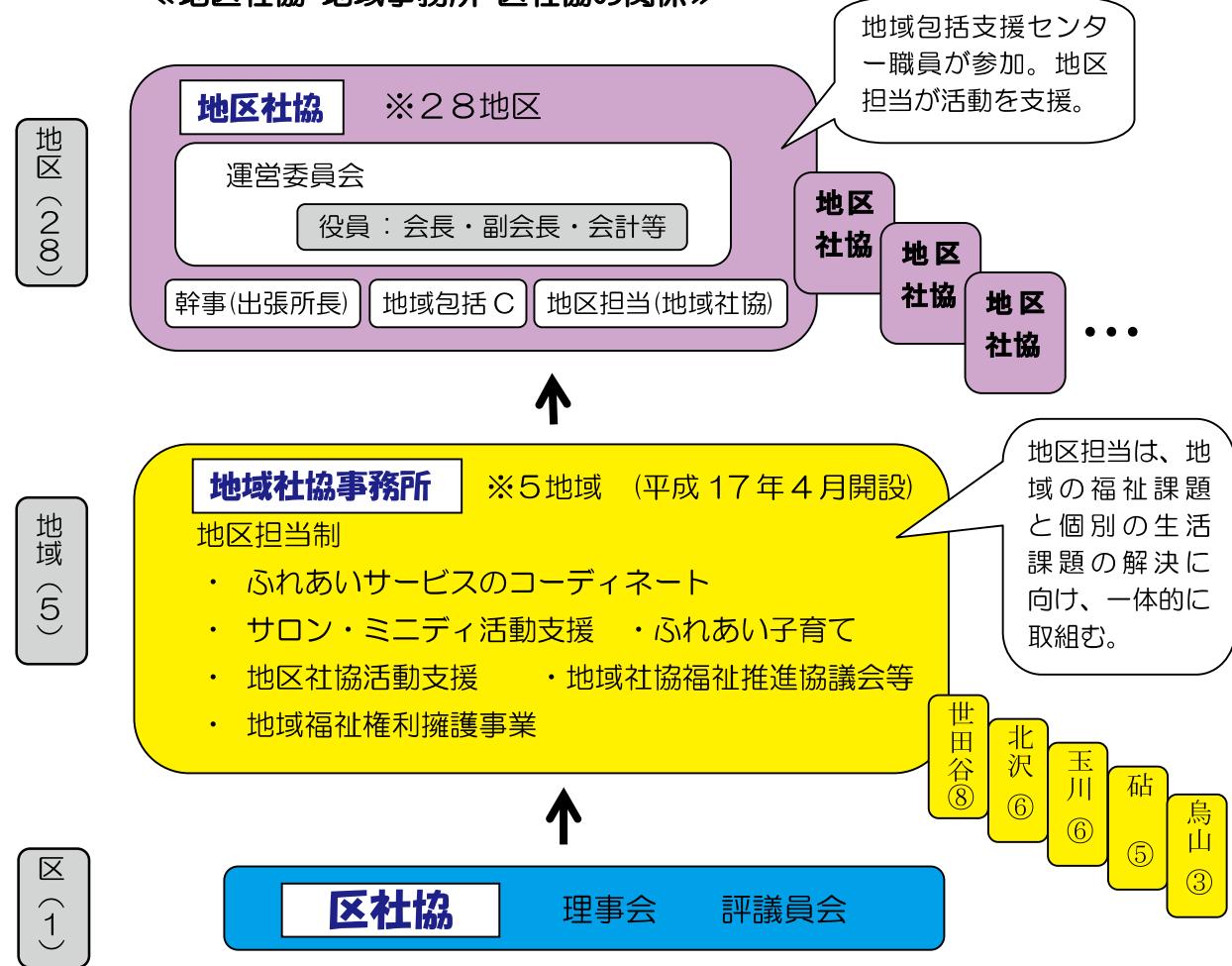
世田谷区社協には、地域社協事務所が5ヶ所（世田谷・北沢・玉川・砧・烏山）設置されており、さらにそのもとに地区社協（出張所圏域）が28ヶ所ある。

18年度から順次設立された地区社協は、「ご近所の困りごと みんなで知って みんなで解決！」をモットーに、①地区における生活課題の発見、②課題の共有と検討、③解決に向けた活動に向け様々な取り組みを行っている。

現行の会員制度は、普通会員（300円以上）と特別会員（5,000円以上）の2種類。地区社協に対しては、それぞれの地区で集めた会費の50%相当を活動費として還元するしくみを取り入れている。また、地区社協運営委員から「地域社協福祉推進協議会」の委員が選出され、さらに区社協の理事・評議員が選出されることにより、社協運営への主体的な参画が図られている。

こうしたしくみを前提に、現在、会員制度のあり方の検討を進めており、会員や協力者の声を反映し、自主財源の強化にもつながるような改革をめざしている。

《地区社協・地域事務所・区社協の関係》



《会員会費制度の見直しの検討》

会費の集め手（町会、自治会、日赤、民生委員等）約1200人と出張所長（会費のとりまとめをお願いしている）を対象にアンケート調査を実施するとともに、会費徴収状況の地区別調査を行い、現状の把握に努めた。

◆ アンケート等に寄せられた意見・明らかになった課題

○社協活動の周知について

- ・集め手や会員に、社協・社協活動に対する理解不足がある。社協の認知度を向上する必要がある。
- ・地区社協に50%還元するしくみを導入したことで地域の方々に説明しやすくなった。
- ・新たな会員拡大に向け、介護者向け事業や、父と子や家族ぐるみで参加できる事業など若者向けの事業を企画することも有効。 等

○会員の種類・金額について

- ・現行の普通会員（300円以上）、特別会員（5,000円以上）だけでなく、法人会員・団体会員などの導入を検討するべき。あわせて金額の見直しも必要である。

○集め方について

- ・日赤社費、赤い羽根共同募金、歳末たすけあいなど様々な募金、集金があり、また強化月間（暑い7、8月）など集め手の負担が大きい。
- ・町会・自治会が集め手として多くかかわっている。町会・自治会との協働が必要。また、町会に入っていない人へのアプローチが課題。
- ・オートロックマンションの増加、留守宅が多く、戸別訪問は限界。 等

○名称について

- ・会員になることには抵抗感があり、「会員」という名称の見直しが必要。

○地域コミュニティの構築

- ・PRも大事だが、日頃のコミュニケーションが重要。会費を地道に集めることが、社協の周知、社協活動への理解と支援の輪を広げることに役立っている。

◆ 今後の予定

上記の意見・課題をふまえて見直し方針を検討し、21年度中に新制度案を策定。23年度に新・会員会費制度に基づく会員募集を開始する。

PART・VI 今後の方針のイメージ (提言に代えて)

以下では前節までの考え方の整理をふまえ、新宿区社協や世田谷区社協の先行事例を参考にしながら、今後、会員・会費制度のあり方を検討するにあたってヒントになるような特徴的な方向性のイメージを提示します。

これらは、各モデルの特徴を際立たせるためにあえてシンプルな表示にしています。

したがって、実際に各社協において今後のあり方を検討するにあたっては、各地域の特性や社協の状況に応じ、各モデルの要素を適宜組み合わせて「〇〇社協のオリジナルな会員制度」を作ることが大切であることは言うまでもありません。

【MODEL-A】 住民参加・地域福祉活動重点推進モデル

【MODEL-B】 会員・会費相乗効果促進モデル

【MODEL-C】 住民主体による経営体制確立モデル

住民参加・地域福祉活動重点推進モデル

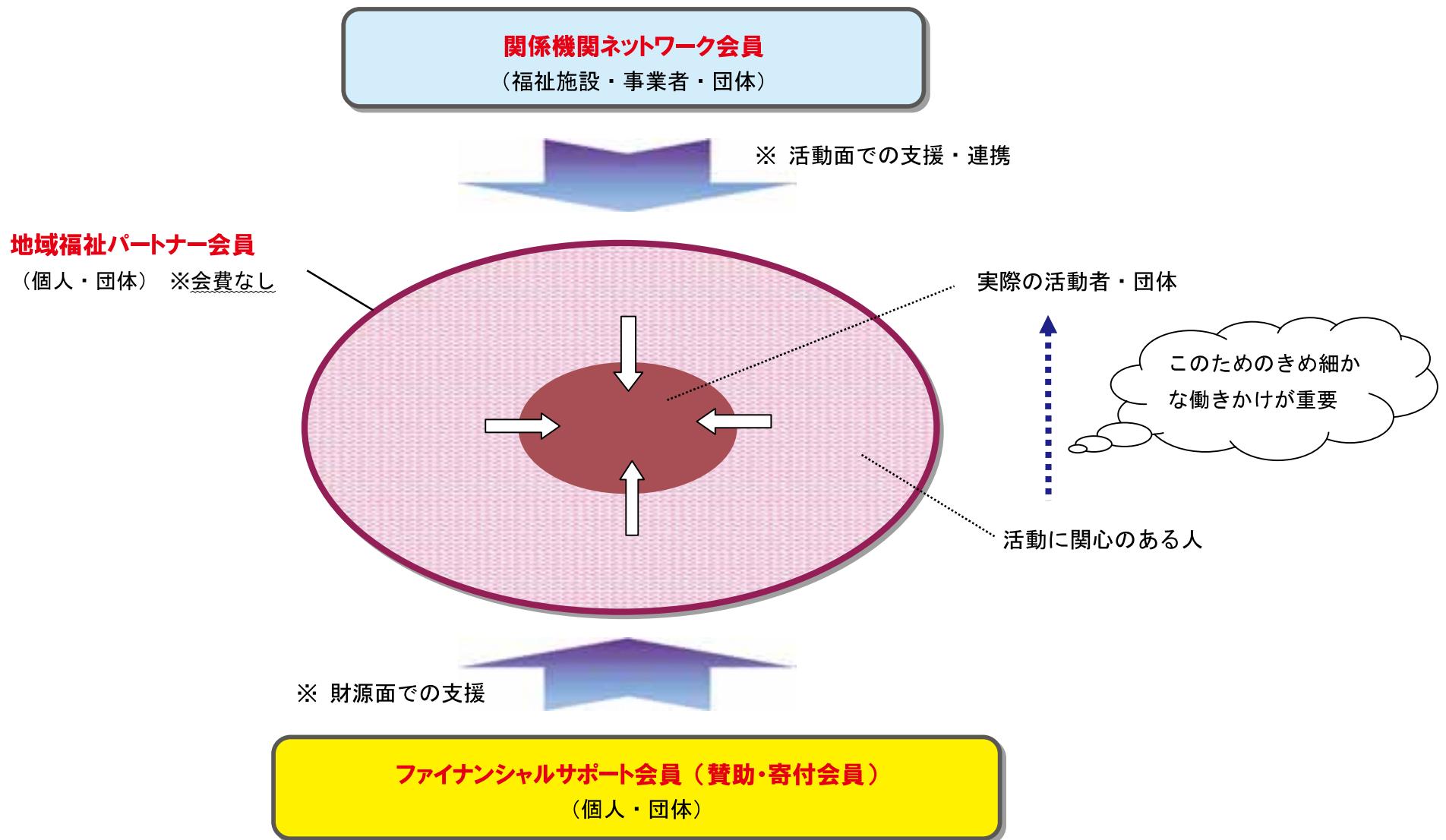
【コンセプト】

会員制度（地域福祉パートナー会員）と会費制度を切り離し、会員制度を『地域福祉の参加のメンバーシップ』として明確化することにより、地域福祉の理解者と活動予備群の裾野を広げることをめざす。

〔特徴と留意点〕

- 地域福祉や社協に少しでも関心を持った人や団体が、いつでも自由に気軽に参加できるような会員制度とする。
- 会員になった人には継続的に情報提供や働きかけを行い、思い立ったときにいつでも活動に参加できるよう態勢を整える。とりわけ、身近な地域に住民主体の活動基盤とフィールドが用意されていることが望ましい。
- 関係機関ネットワーク会員には、分野を超えた相互の交流や情報交換の場を提供するほか、地域福祉パートナー会員が行う地域福祉活動に積極的に参加・協力していただく。
- 会費収入は、主にファイナンシャルサポート会員によることになるが、パートナー会員やネットワーク会員に会費を設定することも考えられる。

(A) 住民参加・地域福祉活動重点推進モデル



MODEL - B

会員・会費相乗効果促進モデル

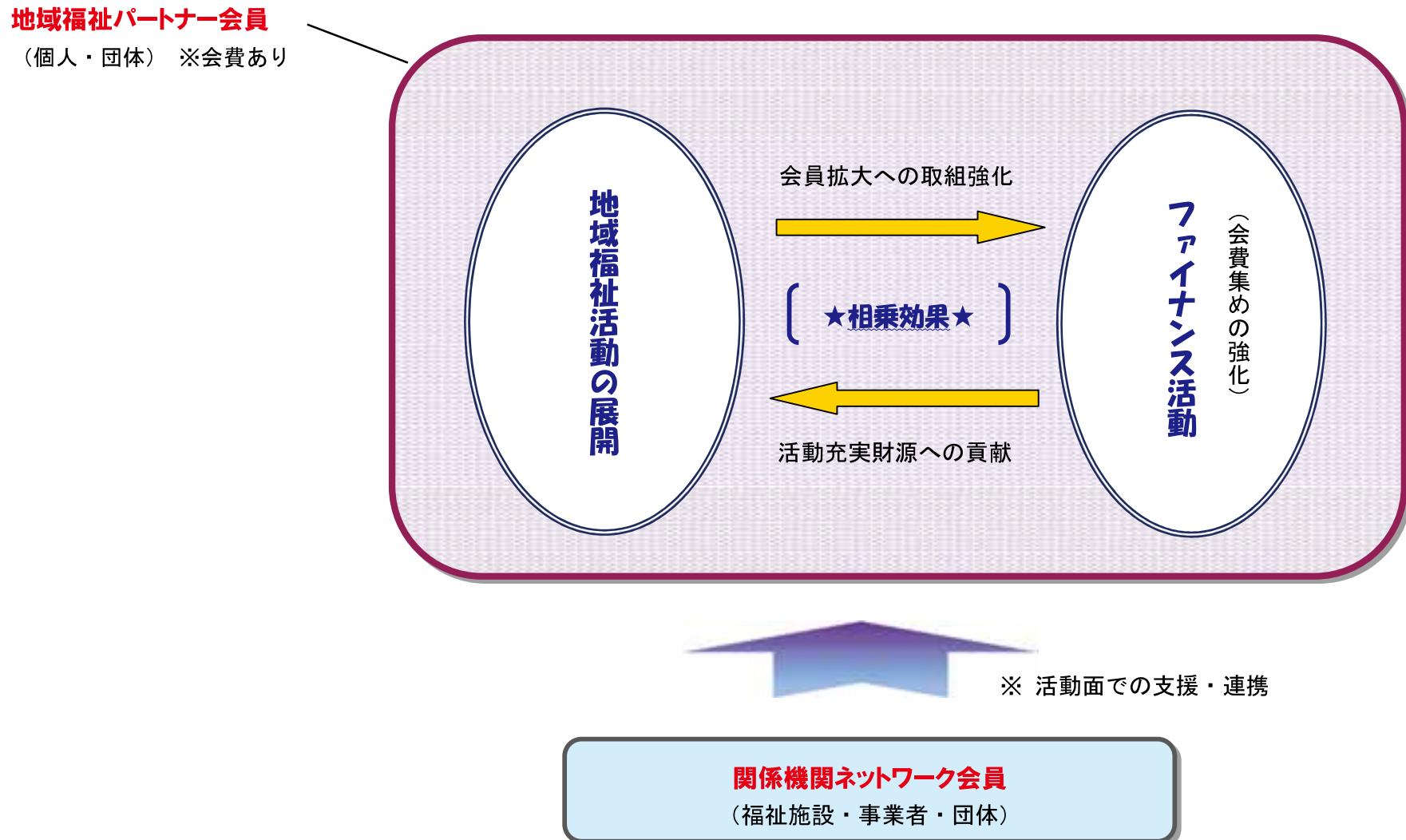
【コンセプト】

会員制度（地域福祉パートナー会員）を『地域福祉活動の参加のメンバーシップ』として位置づけるとともに、それを会費制度と密接にリンクさせ、活動財源を地域にフィードバックすることにより、活動の活性化と会員・会費の拡大の相乗効果をねらう。

〔特徴と留意点〕

- 原則的には、すでに地域住民による地域福祉活動の基盤組織が存在することが前提になると思われる。ただし、モデル的に特定の地域において導入するという方法も考えられる。
- 財源面だけでなく、活動面での社協からのサポート体制が重要となる。また、MODEL-Cの要素を取り入れ、地域福祉パートナー会員の代表を社協の役員や委員に選出して意思の反映を図るしくみも機能しやすいと思われる。
- 関係機関ネットワーク会員には、分野を超えた相互の交流や情報交換の場を提供するほか、地域福祉パートナー会員が行う地域福祉活動に積極的に参加・協力していただく。
- (図には示していないが) ファイナンシャルサポート会員を併設することも可能。

(B) 会員・会費相乗効果促進モデル



住民主体による経営体制確立モデル

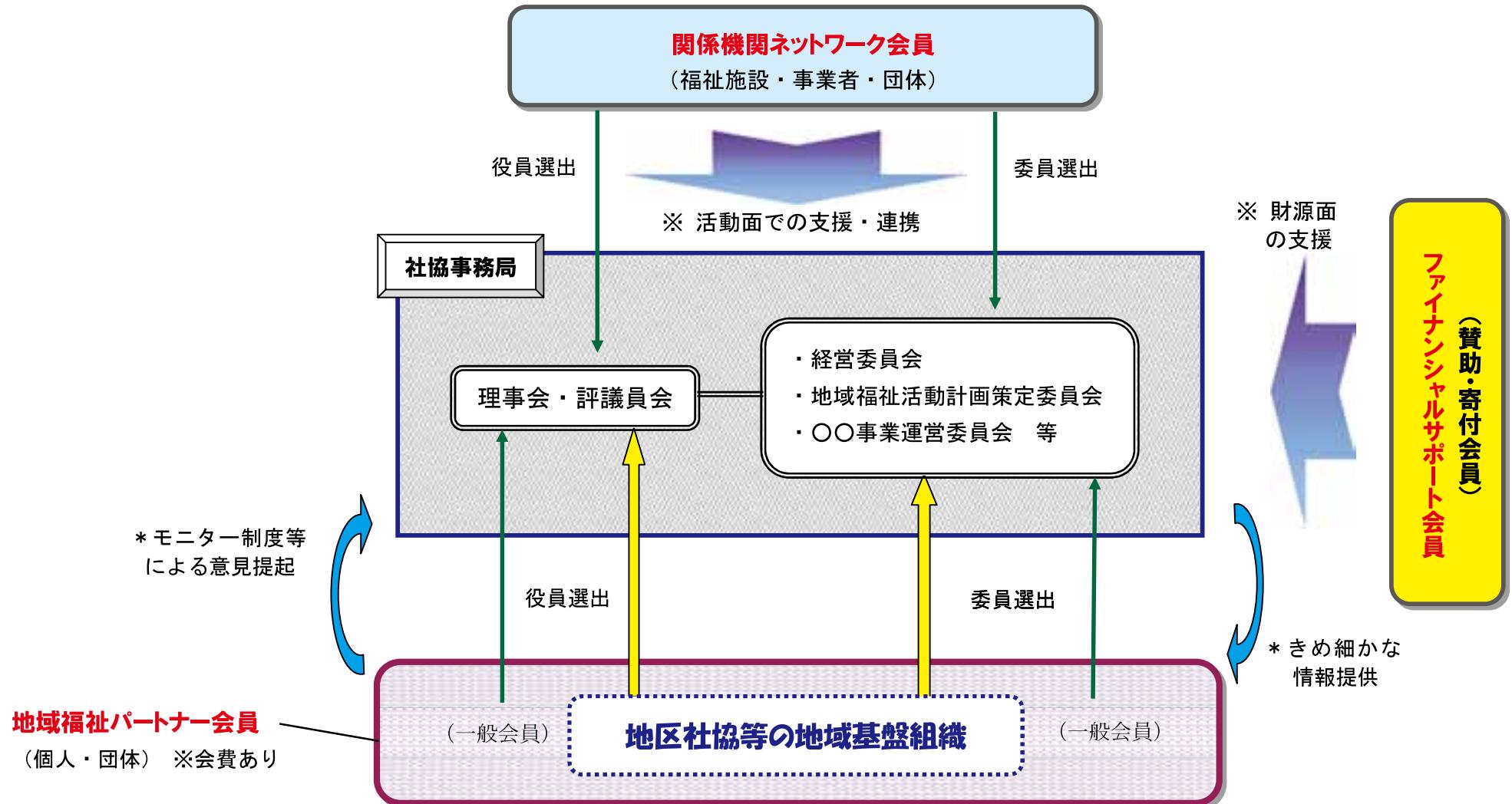
【コンセプト】

住民会員（地域福祉パートナー会員）と福祉関係者（関係機関ネットワーク会員）からの役員や委員の選出機能を強化するとともに、会員からの意見集約を図ることにより、「住民主体」と関係者の協働による開かれた社協の経営・運営体制を確立する。

〔特徴と留意点〕

- 社協の役員や委員を選出するためには、基本的に地域福祉パートナー会員の核になる地区社協等の基盤組織が存在することが望ましい。それがない場合には、住民の代表性をどのように設定するかが難しくなる。
- パートナー会員の代表と関係機関ネットワーク会員の代表が社協の場で融合し、それが地域における連携・協働体制につながることが期待される。
- 代表以外の会員からも広く意見がもらえるよう、モニター制度を導入したり、会員集会を開催する等の工夫が望まれる。
- 基本的に MODEL-A や B とも矛盾することなく併用することが可能と考えられる。

(C) 住民主体による経営体制確立モデル



PART・VII 今後の課題

以上が、本ワーキングの考えた「これからの中協の会員・会費制度の基本的なあり方」です。とはいえて実際には、「あり方」というより基本的な考え方、あるいはそのヒントの域を出ていないというのが率直なところです。

ワーキングの中でも、この提案を第一弾として、今後、各地区での検討や取組みが進められる中で、改めてより具体的な実施手順や改革行程表（ロードマップ）をまとめたいという認識で一致しました。その実行は今後に譲るとして、そのためにもここでは今後に残された課題を整理しました。

◆ **中協の認知度のアップ**

中協をどうアピールするか。住民に役立つ事業をつくるとはどういうことか。中協の事業や取組みを市民や関係者によく知ってもらい、「顔の見える関係」をつくるにはどのようなアプローチが有効か。何を目的に会員になっていただくにしても、やはり中協自体を知ってもらうことが重要であり、そのためのノウハウを開拓する必要がある。

◆ **事業部門における協力会員・利用会員・ボランティア登録制との関係の整理**

住民参加型サービスなどの協力会員や利用会員と中協会員との違いをどのように位置づけるか。中協会員の性格付けを明確にすることにより、これらの会員制度との関係整理があらためて必要になると考えられる。

また、ボランティアセンターで広く行われているボランティア登録制度は、前節のMODEL-A（32頁）における地域福祉パートナー会員と性格的に近似するものと思われる。中協会員はこれを包含するものとするのか、あるいは別個の位置づけが望ましいのか、各地域の実情に応じた検討が必要である。

◆ **他の寄付金等との整理・調整**

歳末たすけあい募金や赤い羽根募金等、中協が行っている募金活動との整理・調整も必要である。会費と寄付の違いが曖昧で分かりにくく、また、協力者が重なってしまうことからも考え方と位置づけの整理が求められる。

◆ 協力者の負担軽減等への配慮

会費は、町会・自治会、民生・児童委員、福祉協力員等に集めていただいているところが多く、その負担感は大きい。一方、マンション等の集合住宅の増加などにより、町会・自治会の加入率は低下の一途をたどり、民生委員は成り手が見つからず多くの欠員を生じている。社協の会員・会費制度は、本来そうした地域の活動を支え、活性化するためのツールでなければならない。協力者に負担が少なく、しかも活動の支えとモチベーションにつながるような手法を検討する必要がある。

◆ 組織内の共通認識づくり

会員・会費制度は社協のあり方に関わる基本的な課題であるにも関わらず、現状では、ともすると担当者まかせにされ、その結果として表面的な会員数や会費額を増やすことだけにとらわれがちと思われる。担当職員だけでなく、地域福祉に関わるすべての職員（つまり社協の全職員）がそれぞれの担当業務の視点から会員・会費制度をどのように捉え、どのような位置づけしていくのか、共通認識と目標をもって改革に臨むことが重要と考える。

◆ 役員構成との関係

前節のMODEL-C（36頁）で示した「住民主体による経営体制の確立」は、形式だけを整えて意味がなく、地域活動基盤が形成され、あるいは福祉関係者のネットワークが機能してこそ活きてくるものといえる。逆にそのような実質が確保されるのであれば、住民主体を基本理念とする社協としては、MODEL-Cはひとつのめざすべき経営スタイルといえるであろう。したがって、社協の経営・事業運営への住民や関係者の主体的な参画については、その限界を補う仕組み（モニター制度や会員総会等）のあり方と合わせて、今後の重要な課題である。

おわりに

今回このワーキングをはじめるにあたって、全国における既存の研究や改革事例を参考にしたいと考えました。しかし意外にも、社協の会員・会費制度に関するめぼしい先行研究や実践はほとんど見当たりませんでした。それはおそらく、会員・会費制度が社協の創生期から定められたいわば所与のものであり、あまりにも身近で当然な存在であったからではないかと思われます。

しかし、本レポートでも触れたように、法令等に規定された会員制度の位置づけと、実際の区市町村社協における会員制度の実態は必ずしも一致したものにはなっていません。しかもそうした中で、多くの社協は会員・会費制度を今後どのように運営すればいいのか明確な方向性を見定めることができず、多忙な業務に追われながら、悩みを深めているものと思われます。

それに対して、本ワーキングが提起した考え方は、一言でいえば「**基本に返ろう**」ということです。社協にとって会員制度は、もっとも本質的で象徴的な存在です。であれば、その会員制度の目的が社協の本来的な使命・役割である「住民主体による福祉コミュニティづくり」と食い違っていていいはずがない。そう思い定めてみれば、この目的に合致しないような会員制度のあり方は、たとえどんなに会員数が増え、会費収入が上がったとしても、社協にとってあまり意味がないのではないか。そして何よりも、実は遠まわりのように見えて、地域づくりという基本を真正面から追求する会員制度こそが、結局は会員数や会費の増という“成果”にもより良くつながるのではないか。また、もし仮に、それで思ったような成果が上がらなかつたとしても、会員制度を通じて地域づくりにチャレンジしたという足跡は、確実にその社協と地域にとって次への大きな力になるものと思われます。

そのような願いを込めつつ、今後、都内に限らず全国の多くの社協が、その地域ならではの社協らしい会員・会費制度を構築し、積極的に推進されることを期待したいと思います。

関連資料

◆社会福祉法（一部抜粋）

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

◆新・社会福祉協議会基本要項（一部抜粋）

2 市区町村社会福祉協議会の組織、財政、事務局

(1) 会員（構成員）

- ①住民組織（地区社会福祉協議会、住民自治会組織、住民会員、当事者等の組織、ボランティア団体）
- ②公私の社会福祉事業関係者および関連分野の関係者（民生委員・児童委員、社会福祉施設、社会福祉団体、更生保護事業施設、更生保護事業団体、社会福祉行政機関、保健・医療、教育、労働、その他関連分野の機関・団体）
- ③その他地域福祉推進に必要な団体

◆法人社協モデル定款（一部抜粋）

第4章 会員

（会員）

第18条 この法人には会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行なうものとする。

3 会員に関する規程は、別に定める。

《モデル定款の考え方》

社会福祉法において、社会福祉事業及び構成保護事業を経営する者に加え、「社会福祉を目的とする事業を行う者」の参加を求められていること（区市町村社協）や、社会福祉事業を経営する者の多様化を踏まえ、幅広い構成団体による会員制度とすること。

◆市区町村社協経営指針（一部抜粋）

社協（社会福祉法人）における会員とは、会費の納入によって資格・権利を生ずるものとされる社団法人における「社員」とはその性格は異なるが、会員となることを通じて、地域福祉の推進や社協事業への参加を意思表示していただくものである。

〈会員制度の整備〉

市区町村社会福祉協議会は、それぞれの地域の実情に応じて会員規程などによって会員を規定し、会員制度を整備する。

- ・住民会員制度
- ・構成員組織（団体）会員制度
- ・賛助会員制度（特別会員）

委員名簿・審議経過

審議経過

会員会費制度ワーキングメンバー

No.	地区名	所属部署	氏 名
1	千代田区	総務課総務係	片岡 浩
2	中野区	事務局次長	秋元 健策
3	北区	総務係	上田 文子
4	国立市	総務課総務係	山田 博昭
5	狛江市	地域福祉課組織管理係	鈴木 知宏
6	東久留米市	総務係	大澤 康規

(敬称略)

◆事務局

東京都社会福祉協議会 地域福祉部長 川井 誉久
 地域福祉部地域福祉担当
 統括主任 池田 明彦
 主任 小野 明子

	内 容
第1回 (20.10.10)	1. 趣旨説明 2. 各地区的状況 3. フリーディスカッション
第2回 (20.11.18)	1. 参考地区のレポート ①新宿区社協 ②世田谷区社協 2. 今後の論点と方向性
第3回 (21.1.14)	1. 課題分析と考えられる方向性（試案） I 社協会員・会員制度をめぐる主な課題 II 会員・会費制度の目的と位置づけ III 考え方を整理するための論点設定 IV 想定される今後の方向性 2. 今後の予定
第4回 (21.2.24)	1. 会員・会費制度ワーキングレポートについて 2. その他

平成 20 年度課題別検討会
会員・会費制度ワーキング REPORT

2009年3月発行
東京都社会福祉協議会 区市町村社協部会

発行
社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
〒162-8953 新宿区神楽河岸1-1
TEL 03(3268)7186